

運送関連事業者の皆様へ

令和4年 原油高騰対応運送事業者等緊急経営支援給付金

燃料費高騰により特にその影響が大きい、市内に営業所を有する運送関連事業等を営む中小企業・小規模事業者の皆様を支援するため、市では原油高騰対応運送事業者等緊急経営支援給付金を創設しました。

登録されている車両1台につき3万円

◆要件 (全ての要件を満たす場合、給付の対象となります)

- 市内に営業所を有する以下の中小企業、小規模事業者、個人事業主の方
 - (1) 一般貨物自動車運送事業者
 - (2) 特定貨物自動車運送事業者
 - (3) 貨物軽自動車運送事業者
 - (4) 一般貸切旅客運送事業者 (貸切バス)
 - (5) 一般乗用旅客運送事業者 (タクシー)
 - (6) 自動車運転代行業事業者
- 本給付金受給以降も事業継続の意思がある方
- 市税の滞納がない方
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。

◆支援額

区分	支援額	条件等
一般貨物自動車運送事業者 特定貨物自動車運送事業者 貨物軽自動車運送事業者 一般貸切旅客運送事業者 (貸切バス) 一般乗用旅客運送事業者 (タクシー)	1台あたり3万円	令和4年4月1日時点で山形運輸支局に市内営業所分として登録してある車両 ※緑ナンバー・黒ナンバーが対象となります
自動車運転代行業事業者	1台あたり3万円	令和4年4月1日時点で山形県公安委員会に市内営業所分として登録してある車両

※ただし、被牽引車・霊柩車は除きます。

◆申請方法 郵送 または 下記提出先に持参

◆提出期限 令和4年9月30日(金)まで(必着)

◆必要書類

- ①天童市原油高騰対応運送事業者等緊急経営支援給付金 申請書 (兼) 請求書
- ②登録車両一覧表および車検証の写し (申請台数分すべて)
- ③振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し (申請者と同一のもの)
- ④令和2年分の確定申告書又は住民税申告書の写し+決算書 (収支内訳書) の写し
※法人の場合は法人市民税の申告書等 (事業を営むこととその所在地がわかる書類)
- ⑤市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の令和2年度の納税証明書 (住民税・固定資産税)

【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市 商工観光課
電話 023-654-1111 (内線222・223) FAX 023-653-0744

▶ **Q 1** 給付金の対象の定義を教えてください。

▶ **A 1** 一般貨物による運送事業、貸切バス、タクシー：
東北運輸局山形運輸支局へ申請し、許可を得ている方
軽トラックによる運送事業：
東北運輸局山形運輸支局へ届け出し、受理されている方
運転代行業：
山形県公安委員会に申請し、許可を得ている方
になります。

▶ **Q 2** 令和4年4月1日以降に廃業しました。この場合でも、給付金を受け取ることができますか？

▶ **A 2** 本給付金受給以後も事業継続の意思がある方が対象となるため、給付金を申請することはできません。また、相続等により事業承継を行った場合は、現在の事業者が本給付金の対象となります。

▶ **Q 3** 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 3** 申請件数にもよりますが、申請から2週間程度で振り込みます。また振込に際しては、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

▶ **Q 4** 申請者とは違う名義の口座に振込してもらうことはできますか？

▶ **A 4** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。申請者と異なる名義の口座を指定する場合は、申請者から指定された口座の名義人への委任状(任意様式:要押印)も必要になります。

▶ **Q 5** 令和2年分の確定申告書または収支決算書の控えをなくしてしまいました。どうしたら良いですか？

▶ **A 5** 申告書等をご提出された所で発行することが可能です。税務署またはお住まいの自治体の、税務の担当部署にお問合せください。

▶ **Q 6** 市外に居住し、天童市内で運送業を営んでいます。この場合、市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 6** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。お手数ですが、お住まいの市区町村で令和2年度の納税証明書(住民税・固定資産税)を発行の上、申請書に添付してください。

なお、書類に不備がある場合は、手続きに遅れが生じる場合があります。

▶ **Q 7** 天童市内で事業所を営っていますが、法人登記の本店は市外(社長宅)で登録されています。市外では営業を行っていませんが、この場合、給付金の対象となりますか？

▶ **A 7** 給付の要件は「市内に営業所がある事業所」ですので、給付金の対象となります。
